平成 3 1 年 4 月 1 日 市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱に基づき、自治会による地域見守り活動のための防犯カメラの設置に対して、その費用の一部を補助することにより、更なる地域コミュニティの醸成を図るとともに、安全で安心して暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 自治会 稲城市の大字区域等に設けられる住民組織をいう。
 - (2) 防犯カメラ 犯罪及び事故の防止その他施設の管理を目的として、自治会が設置する撮影装置であって、撮影した画像を記録する機能を有するものをいう。

(「補助金等の取り扱い基準」の遵守)

第3条 本件補助事業に対する補助金の交付は、平成10年1月行政改革推進本部において定められた「補助金等の取り扱い基準」に基づき、目的に応じた公平・公正な取り扱いを行わなければならない。

(補助事業の対象)

第4条 補助事業の対象は、自治会が設置する録画機能を有する防犯カメラ の整備事業で、別表に定める事項を満たす事業とする。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助事業に要する設置費とする。ただし、次の各号に掲げる費用は、補助の対象としない。
 - (1) 修繕、保守、清掃等に係る経費
 - (2) 消耗品の交換に係る経費
 - (3) 電力の受給その他当該防犯設備の機能を維持するために要する経費

- (4) 土地の取得、造成、補償及び使用に係る経費
- (5) 当該経費のうち、当該防犯設備の設置場所及びその本来の効果の及ぶ 範囲が近接又は重複するなど、この補助金が公正かつ有効に使用されないことが明らかなもの
- (6) 前各号のほか、東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱において補助の対象とならないもの

(補助基準額等)

- 第6条 前条に規定する経費に係る補助基準額は、次に掲げる額を合算した 額とする。
 - (1) 東京都負担分 設置する防犯カメラの台数に600,000円を乗じた額又は6,001,999円のいずれか低い額の12分の6 (1,000円未満切捨て)
 - (2) 稲城市負担分 設置する防犯カメラの台数に600,000円を乗じた額又は6,001,999円のいずれか低い額の12分の4 (1,000円未満切捨て)
- 2 前項に規定する額は、予算の範囲内の額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金を受けようとする自治会は、稲城市自治会防犯カメラ設置費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付及び不交付の決定)

- 第8条 市長は、前条の交付申請を受理した場合は、その内容を審査し、交付の可否を通知しなければならない。
- 2 前項の可否の通知は、稲城市自治会防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書(第2号様式)又は稲城市自治会防犯カメラ設置費補助金不交付決定通知書(第3号様式)により行い、不交付の場合はその理由を記載しなければならない。

(補助金の交付)

- 第9条 市長から前条の交付決定を受けた自治会(以下「被交付者」という。) は稲城市自治会防犯カメラ設置費補助金交付請求書(第4号様式) により請求するものとする。
- 2 市長は、前項の交付請求を受けたときは、第12条に規定する補助金の額の確定をもって補助金を交付するものとする。

(補助金の前渡)

- 第10条 市長は事業の実施上補助金の前渡が適当であると認めたときは、 これを前渡することができる。
- 2 補助金の前渡は、稲城市自治会防犯カメラ設置費補助金前渡概算払請求 書(第5号様式)により行うものとする。
- 3 市長は、前項の請求を受けたときは、30日以内に補助金を交付しなければならない。

(補助金の実績報告)

- 第11条 被交付者は、補助事業の完了後30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、補助事業の結果と決算内容を記した稲城市自治会防犯カメラ設置費補助金実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 被交付者は、前項の提出期限を延長する場合には、事前に市長と協議するものとする。

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、内容を審査し、補助金交付の額を確定し、稲城市自治会防犯カメラ設置費補助金確定通知書 (第7号様式)により被交付者に通知するものとする。
- 2 被交付者は、前項の確定額が概算払の金額を下回った場合は、その差額 を速やかに返納しなければならない。

(補助金交付決定の取消)

第13条 市長は、虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき 又は補助対象以外の経費に使用したと認めたときは、当該補助金の交付決 定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

- 第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消す場合において、当該補助金 に係る部分に関し補助金が交付されているときは、その返還を命じること ができる。
- 2 補助金の返還は、命令を受けたときから15日以内に指定された方法で行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱及び稲城市補助金等交付規則(昭和40年稲城市規則第69 号)に定めのあるもののほか、必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱が廃止されたときに、その効力を失う。

(令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間における補助基準額及び補助割合の特例)

第2条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間における補助基準 額及び補助割合についての第6条第1項、第1号様式及び第2号様式の規 定の適用については、これらの規定中「6,001,999円」とあるのは「5,144,571 円」と、「12分の6」とあるのは「12分の7」とする。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

別表 (第4条関係)

- 1 第8条に規定する交付決定があった後に事業の着手が行われること。
- 2 防犯カメラの整備費に係る見積額が、1,000,000円を超える場合は、2 者以上の業者から見積書を徴収すること。
- 3 自治会は、稲城市防犯活動に対する防犯資機材支給に関する取り扱い要領に定める団体に登録を行い、継続的に防犯パトロールを行うこと。
- 4 専らその設置管理者又は所有者の責任において、防犯対策を講じるべき ものでないこと。
- 5 市が定める手続きにより、多摩中央警察署に相談し、その意見等に留意すること。
- 6 自治会は、設置される防犯カメラに関し、次に掲げる事項を満たす運用 方法等に係る規程を作成し、適切に管理を行うこと。
 - (1) 防犯カメラの設置目的について明確にすること。
 - (2) 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。
 - (3) 映像又は音声の記録(以下「記録」という。)について、個人情報としてプライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受できないものとすること等、厳正な管理を行うこと。
 - (4) 記録の保管期間は、1週間程度とすること。
 - (5) 記録の閲覧は、防犯カメラ設置の目的に照らして適切と認められる場合等に限ること。
 - (6) 外部に記録を提供し、又は閲覧させるときは、法令等に基づくとき 又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に 限ること。
 - (7) 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。
 - (8) 次に掲げる事項を書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。
 - ア 管理責任者及びその責務
 - イ 防犯カメラの設置場所

- ウ 防犯カメラの設置の周知方法
- エ 記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法
- オ 記録の閲覧が可能な者
- カ 記録の閲覧方法
- キ 記録の外部提供の方法